

令和8年4月1日

## 令和8年度 監査計画

本市の令和8年度予算は、「基盤を整え しなやかな未来をつくる予算」と位置付け、2年目となる第六期長期計画・第二次調整計画に掲げられた優先事項を着実に推進するとともに、新たな課題に対応することにより持続可能な市政運営を行っていきけるよう、限られた財源を真に必要性・緊急性が高い事業に重点的かつ効率的に配分したうえで効果的に活用することを基本として編成されました。

一般会計予算は942億円余り、前年度比7.0%の増となり、3特別会計を合わせると約1,265億5,000万円の規模となっています。歳入の状況は、個人及び法人市民税の増を見込んでおり、固定資産税については大規模償却資産に対する課税標準特例の適用による減が見込まれるものの、市税全体では前年度比4.8%の増が見込まれています。また、税連動交付金等は20.4%の増となり、寄附金は武蔵野市ふるさと応援寄附の急伸を踏まえ200.8%の増を見込んでいます。一方、歳出では、武蔵野公会堂改修等工事に係る事業費、保健センター増築及び複合施設整備費、小学校改築事業費や景観道路事業費などの物件費及び投資的経費の増のほか、扶助費は保育所運営費や生活扶助費の増及び退職手当や制度改正に伴う期末勤勉手当の増など人件費が増加しています。

社会情勢の変化が激しい時代となり本市は、収まる気配がない物価高騰や自然災害及び気候変動への備え等の課題に直面するなか、都市基盤・公共施設の大更新期を迎えており、堅実な財政運営と未来への投資を両立できる自治体運営を実行するため、行財政改革を推進しています。

このような状況の中で、本市の行財政運営の健全性の維持と市政へのより一層の信頼確保に資するため、武蔵野市監査基準に従い、組織目的の達成を阻害する要因となるリスクも勘案して監査を実施し、行財政運営を的確にチェックする役割を果たしていきます。

### 1 基本方針

令和8年度の監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

- (1) 財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が法令等に則って適正に行われているかという合规性の観点のもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性及び所期の目的を達成しているかという有効性の観点から行います。
- (2) 違法、不正等の指摘にとどまらず、事務改善のための指導に努めます。併せて、監査等の結果に基づく改善状況を把握し、監査等の実効性を確保します。
- (3) 監査等に従事する職員の専門能力を高めるとともに、本市のDX推進の状況を踏まえ、監査業務にデジタル技術を活用する仕組みを、実施可能な部分から整備し、監査機能を更に充実していきます。また、本市は公共施設の大更新期に突入し、今後、工事監査をはじめとする監査対象が増えることが予想されるため、監査事務の遂行にあたり質の向上を確保するための検討を重ねていきます。
- (4) 令和7年度から実施された内部統制制度については、運用状況及び今後作成される内部統制評価報告書の内容等に留意し、より効率的・効果的な監査を目指します。さらに、

制度の進化に向け継続して担当する所管との連携を図ります。

(5) 監査結果など監査等に関する情報について、市民に的確に発信していきます。

## 2 監査等の種類、対象、実施体制

令和8年度に実施する監査等については、次のとおりです。それぞれの具体的な内容は、別途各実施計画において定めます。

また、監査等は、相互に有機的な関連を持って、効率的かつ効果的に実施します。

### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項）

令和8年度における市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として実施する監査です。原則として課を単位として行い、監査対象以外の部課については、決算審査等において補完するものとします。

市の事務事業の執行が効率的かつ効果的に行われているか、法令等に則って適正に行われているかなどについての行政監査は、定期監査に併せて実施します。

### (2) 工事監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

令和8年度に市が実施する工事を対象として、計画、契約、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼に、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意して監査を実施します。

工事技術調査は、業務委託契約を締結し、技術士の協力を得て実施します。

### (3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

市が補助金の交付等の財政援助を行っている以下のア～ウの中で監査対象となる団体について、原則として令和7年度の事務事業の執行を対象として実施します。併せて、所管課の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても、監査を実施します。

#### ア 補助金等交付団体

市が補助金等を交付している団体について、補助対象事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施します。

#### イ 出資団体

市が出資や出えんをしている団体について、経営は適正か、その事業が出資や出えんの目的に沿って適切に運営されているか、出納その他の事務が適正に行われているかという観点から監査を実施します。

#### ウ 指定管理者

指定管理者に対して、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正かつ効果的に行われているか、また、当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて、監査を実施します。

### (4) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

令和7年度決算を対象として、審査を行います。

#### ア 一般会計、各特別会計

決算計数が適正なものになっているかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査します。

#### イ 水道事業会計、下水道事業会計

決算計数が適正なものになっているかを確認するとともに、経営成績、財政状態及び施設整備の状況について審査します。

(5) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の出納を対象として、計数が適正なものになっているかを確認するとともに、保管証券等の確認を行います。

(6) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

令和7年度の定額運用基金（特定の目的のために定額の資金を運用するための基金）を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものになっているかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

令和7年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率を審査します。審査にあたっては、市長から提出された審査対象比率について、比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施します。

(8) その他の監査

随時監査その他の監査については、それぞれの目的に基づき監査を実施します。

### 3 実施時期

監査等は、表のとおりの実施を予定しています。

令和8年度 監査等実施予定表

監査等の種別	実施期間
定期監査（第1回）	10月～令和9年3月
〃（第2回）	令和9年1月～6月
工事監査	工事の進捗による
財政援助団体等監査	8月～令和9年2月
一般・各特別会計決算審査	6月～8月
水道・下水道事業会計決算審査	5月～8月
例月現金出納検査	毎月下旬
基金運用状況審査	6月～8月
健全化判断比率等審査	7月～8月

### 4 結果の公表

監査等の結果については、市政資料コーナー、ホームページ等により公表します。また、監査等の結果に基づき措置された事項についても、同様に公表します。